第10回熟議『学校選択制』議事内容（平成24年8月30日）全体

事務局

本日、熟議『学校選択制』も第10回目を迎えさせていただきました。

この間、Ａグループ・Ｂグループでのグループ議論を含めまして、色々な課題あろうかと思いますけども、グループでの議論も項目ですね、一通りは一応、お話はさせていただいたのかなと。ただ、各グループともまだ、総括的な詰め、議論は残っていると聞いておりますので、その点を中心に今日あと、やっていただければと思っておるところです。

また、この間、スケジュールも何回かご提示させていただいておりますけども、これは４月の第１回目の熟議でも全体のスケジュールをお示しさせていただきましたが、９月末で一応のこの熟議での考え方を示したいと事務局では考えておりますので、今、ファシリテーターの先生とも、この間、ご相談をさせていただいておりますが、今日そのまとめに向けました項目も一応、案という形で、ご提示をさせていただいております。内容につきましては、まだ今、詰めている最中でございますけども、そういった項目等も後からご説明させていただきますので、お聞きいただきまして、できましたら次回以降に、まとめの、荒い案になると思いますけど、そういった案文等もお示しさせていただいて、今日、グループ議論での総括を踏まえて、次回以降はまた、全体でまとめに向かっての議論もしていただければ、と思っております。

今日も一応、２時間という形でございますけども、まだ残された課題もいくつかございますので、よろしくお願いいたします。

ファシリテーター

それでは、早速ではございますが、お手元の次第に基づきまして進めてまいります。

報告事項１にございます、熟議の各グループの主な意見ということですが、前回第９回の２グループに分かれてからの、Ａグループ・Ｂグループの主な意見ということです。こちらは、ご一読いただき、Ａ・Ｂどちらの議論の進め方もあると思いますので、あくまでご参考にしてください。

それでは、次の報告事項２に移ります。学校教育フォーラム等のアンケート結果について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料２－１「各区学校選択制アンケート結果」の説明

資料２－２「各区独自アンケート結果」の説明（委員から補足説明あり）

ファシリテーター

それでは、次の議事内容に移ってまいります。

議事内容としましては、この熟議の整理項目について、ファシリテーターと事務局で項目を一定整理したものです。今後９月からの熟議における議論の全体のとりまとめに入っていきますが、その基本となる資料です。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料３「熟議での議論の整理」について説明

ファシリテーター

ただ今、この熟議での議論の整理ということで、市として、項目の整理をしていただいております。この整理をしたうえで、項目ごとに更に熟議で出された議論を整理していただきたいと思っております。この整理の項目はこれでいいのか、これはちょっと必要ではないとか、何かこの点についての項目が欠けているのではないかとか、そういう点、色々お気づきのことがあろうかと思いますので、ご質問やご意見ございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

委員

２番目の他の自治体の学校選択制指定校変更の実施状況のところで、やはり学校選択制において、昨日も町会の方々との意見交換会でも、地域との関係ということがかなり出てきたんですけども、ここの項目の中に、制度についてだけのことが２番目に触れられると、状況が地域で、例えば東京と大阪ですと地域性が全く違うわけです。それで、制度だけが発表され、情報として流れるというのはどうかなと感じます。特に杉並区の例が出てきた場合に、杉並区の和田中学校の場合は、学校選択制以外のことも含めて改革が行われたことで、地域との学校との繋がりが強くなったとかそういう部分がありますので、どういう風にしたらいいのかわからないですけども、そういう情報という部分も開示された方がいいのではないかという風に１点思います。

あと、もう１点なんですけども、３ページ目のですね、下から２番目の(４)の①なんですけども、学校選択制と指定外就学の基準のところで、学校選択制を実施し、指定外就学の基準を見直す、というのもあっていいのではないかと思います。

事務局

今、お示ししましたのは、この間、この前の第９回目までの熟議の内容等を踏まえまして、事務局の方とファシリテーターのお２人とですね、項目出しを含めまして、こういう構図になるのではないかという形で作らせてもらった分でございます。今、委員仰いましたように、ちょっと中身のところはまだ、充分揉めていないところでございます。先ほど事務局の方から、杉並区という自治体の名前も出させていただきましたけども、杉並区のこれまでの経緯なり、状況なり、どこまで書いていくのが良いのかは、そういった、今い

ただいたご意見も踏まえて、整理をさせていただきたいと思っております。

それから、３ページ目の①番に関しましては、ａ・ｂ・ｃで具体的に決定しているわけではございません。この手法は、選択制と指定校変更の基準の緩和を掛け合わせますと、この３通りだけではなくて、まだ考えられる通りは増えていきますので、ちょっとこの資料ではまだ、そこまで整理できておりませんけども、そこはきちっと考えられるやり方は全部提示をしたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

委員

先ほどご意見のあった、３ページの(４)の①について、私は同感でございます。付け加えさせていただくと、これにもまた、関係なしに指定外通学を維持していかないといけないというケースもあるかもしれませんので、そういうことも含めて、よろしくお願いしたいと思います。

それからもう１点、私の方からお願いしたいのは、４ページ目(５)のところでございます。障がいのある児童・生徒の就学についてという風になっております。お願いしたいのは、もう少し幅を広げておきたいということでございます。もちろん、障がいのある方が中心的で大変重要な問題であるということは、全くその通りだと思います。ただ、他にもですね、大変ご苦労なさってる事情の方も多分いらっしゃるんじゃないかということで、こういう風にお直しいただけたらありがたいと思っております。「障がいを有する等、就学に特段の配慮が必要な児童・生徒の就学について」いうことで、もちろん障がいのある方というのが中心なんですけども、あるいは、障がいだけではなくて、いろいろなことで配慮してあげないといけないという方も、ここで検討していただけたらありがたいと思っております。いかがでしょうか。

事務局

今日、この資料もこの後のＡ・Ｂのグループの中でも、更に今の意見も含めまして、ご議論していただいたらどうかと思います。事務局といたしましては、先ほどから繰り返しておりますように、これでコンプリートをしたということではございませんので、今、先ほどの委員のご意見、他の委員のご意見もございますので、またその辺を揉ませていただいて、ファシリテーターのお二人と次回までに、変更するところ等も含めまして、あるいは追加するところ、反対に削除する項目もあるかもしれませんけれども、その辺の必要な修正はしたいと思いますので、みなさん、よろしくお願いいたします。

委員

そういうご発言がありましたので、それを前提に何点か申しあげたいと思うんです。

まず、グループ討議をさせていただいて、そこで揉まれた内容についても、ご配慮いただいて、この項目出しをしていただいていることには御礼を申しあげたいと思います。

私から何点かお尋ねというか、ご提起申しあげたいのは、先ほどご説明に少しあったと思うのですが、校区設定の有無についても、熟議の中では、様々なご議論が交わされたかと思うんですが、それについてはどこかで触れるのか、項目出しについてはどこかで触れるのかということです。

次に、意見の集約についてという項目がありますが、過去の調査結果等を羅列していただくということは、これはこれでいいと思うのですが、そもそも、意見の集約はどうあるべきかという議論もあると思います。で、私どもの区の場合は、意見の集約方法から見直していこうという議論もありますので、意見の集約の方法は、必ずしも今、教育委員会を中心にやっている方法だけではないということも、１つ承諾としては必要ではないかと、こう考えております。以上、２点です。

事務局

まず１点目の通学区域の問題です。これは、熟議でもグループ議論に入ります前に複数回ご議論をさせていただきました。今日ご提示をさせていただいた資料で、１ページ目の５の(４)ここに通学区域というのを書いておりますので、ここで議論した中身、あるいは、通学区域に関しての法的なものも含めまして、整理をし、ここで触れたいと考えております。

それから、2 つ目の意見集約でございますけども、4 という形で各区での区民の意見集約、これは現に今、ホームページでアップされていることでございます。今日も全体の資料でお示ししましたが、各区で集約された意見を全体的に載せるところが中心になるのかと思います。ただ、この今後のあり方でございますけども、基本的には教育委員会議の方で責任を持って、最後の整理はさせていただきますけれども、今日見ていただいた資料でアンケートの取っている取り方、これはこの前各区長さんにもお聞きしたのですが、区によって非常にまちまちな状況になっているのが現状でございます。また、教育委員会議でしっかりと議論させていただきますけども、やはりこういう大きな制度を仮に変更するということになりますと、当事者である保護者を中心に、しっかりしたアンケートなり、色々な他の手法も考えられますけれども、意見集約を改めて取っていく必要があろうかと思います。ただ、意見集約の取り方は、教育委員会でそこまですることは、現実的には非常に課題もあろうかと思いますので、当然この間フォーラムで区長さんを中心に区役所の方でもご議論頂いておりますので、まだ事務局の方でこれという案はもっておりませんが、基本的には教育委員会と、24 の各区長さんと、しっかりと連携を図りながら、意見集約という形で今後意見調整をさせて頂いて、取り組んで行く事になると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員

一点申し上げます。それに追加として、これは提案なのですが、最終的にどうやって決

まる、誰が決めるのかとか、どこで決まるのかとかいうところが、やはりフォーラムとか説明会をやっても必ず議論になるんですね。区長が決めるのかとか教育委員会が決めるのかとか、あるいは市長の決断なのかとかいうところが、いろんなご意見を賜ることがありますので、制度的に最終決定というか、決める方法論、それからプロセス等についても、これも一様ではないと思います。いろいろな決め方があると思うのですが、それについても何らかの形で、触れておく必要があるのではないかと思います。

事務局

今後の進め方でございますけども、この間ですね、市長も含めまして、いろいろな意見が飛び交ってることは事実でございますけども、実はこの熟議を進めていくなかで、教育委員の間でも、いろいろ議論は重ねさせて頂いておりますし、また市長とも意見交換をした事もございます。今後も更に詰めるところは残っておりますけれど、今大まかに考えているスケジュール的なものでございますけども、9 月末にこの熟議の方で、一定の考え方を整理して頂く。これはこの場でしっかり整理をさせて頂きたいと思っております。そこで一定整理したものを、教育委員会と致しましては、提言と言うんでしょうか、そういう形で受け取りをさせて頂きます。その中身に関しましては、基本的に踏まえさせていただいて、事務局の方で事務局案というものの作成に入らせていただきたいと考えております。当然その中身は、この熟議のとりまとめも踏まえて検討していくということは基本として押さえていきたいと思っております。その事務局案を今の予定では 10 月の教育委員会議で、事務局から議案という形で提案をさせていただいて、この教育委員会議は公開でやっておりますので、教育委員会議でしっかりと議論を改めてさせていただきたいと思っております。そこで議論いたしましたものを整理させていただきまして、教育委員会案という、これは仮称でございますけれども、それを 24 の区長さんに提示をさせていただきたいと思っております。同時にその全校区内の、小学校、中学校、あるいはＰＴＡ関係先のほうにもその考え方をしっかりとご説明する場を設けていきたいと思っております。その提示をさせていただいた案に基づいて、区長さんのほうで、やり方はいろいろあると思いますが、区の実情に即して何が一番意見集約としてふさわしいのか、ご検討いただいて進めていけたらと思います。ただ、さきほど申しましたように、これは区長会と今後調整をさせていただきたいと思いますけれども、統一的なアンケートは教育委員会も関わって一緒にやらせていただきたいと事務局では考えております。意見集約について、区によって一斉にいついつまでにというのは、区の事情がございますので、その取りまとめは区長さんにお任せしようと思っておりますが、区長さんのほうでそれぞれの区の案というものがまとまってこようかと思います。そのまとまった案を区ごとに教育委員会議に案件という形で提出をいただいて、区長さんの方から取りまとめの経緯も含めて、教育委員会議でご説明をしていただいて、そこで再び教育委員会議でしっかりと議論をしていきたいと思っております。そこで例えば北区、あるいは福島区という形で案があがってきますので、例えば北区

の区長さんがまとめた案で良いのではないかという形で、議決と言いましょうか了承が、教育委員会議の中でなされれば、その形をもって北区における就学制度は今後変えていく、あるいは福島区の就学制度は変えていくという手続きに、これは大雑把ですけれどもそのように進めていきたいと考えております。この基本的な流れに関しましては、市長にも説明をしておりまして、了解は得ているところでございますので、ただ細かいところはまだ詰めきれておりませんが、そういう方向で整理をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員

今の部分は非常に重要なのですが、そのプロセスでは、なかなか区長会の了解を得るのは難しいと思います。区長の 1 人として来ているのですが、第一に教育委員会の案が作成されて出される前に、区長会としての意見を差し挟むことができないというプロセスについては、これはおそらく私たちがどうかということとは別にして、異論が出るであろうと思います。それは教育委員会事務局の理事としての立場もあるので、我々は事務局に入っているわけですから、そことの観点でどうなのかという議論は当然あると思います。それから二つ目に気になるところは、教育委員会として民意のはかり方と、統一した様式で区長の意見集約を求めるというようなお話がありましたが、意見集約の方法とか、区における方針の決定プロセスというのは、おそらく区長会では区ごとにまかせていただきたいと、先ほど私がアンケートの話をひとつの例と申し上げましたが、統一したアンケートが果たして良いのかどうかというところからも議論させてもらいたいということに、区長会に諮ったら間違いなくそういうふうになると思います。ですからこの項目出しの段階では、決定方法については、今仰ったようなこういうプロセスで決めますという決め打ちで行くと、恐らくまとまらないと思います。決め方についても、ある程度いくつか選択肢と申しますか、シナリオを準備していただかないと、まとまらないと思います。

事務局

この熟議はあくまで就学制度に関しまして、どういうことが考えられるかといったところを整理するところでございますので、今後のそういうスケジュール的なところを熟議の結果に、今、反映するということは考えておりません。今みなさんお集まりですので、今後どのような流れになるのかについて、今時点の事務局が考えているところを口頭でご説明させていただいたところでございます。今おっしゃいましたように、今、区長さんは、教育委員会の区担当理事という職を兼務していただいていることは事実でございますので、今後区長さんとの意見交換を通すとか、一度教育委員さんを含めまして、しっかりとこちらで議論させていただいて、改めてご相談をさせていただきたいと思っております。それから、区での意見集約は、やり方も含めまして、これは基本区長さんに考えていただこうと思っております。熟議の中で、区長さんはこういうやり方で意見集約をしてくださいと

か、そういうことに触れることは一切考えておりません。ただ今一例といたしまして、アンケートについても教育委員会だけが決めるのではなくて、共通項目とさらに追加でですね、これは各区長さんが独自にうちの区としてはこういうことをさらに聞きたいということがあれば、それは区長さんに増やしてもらったらどうかと考えております。それによりましては、結果として区によってですね、例えば10の項目でアンケートを行う、ある区では区長さんが決めた15項目ぐらいをアンケートでやると。それはあってもいいのではないかと思います。ただその選択制の基本的なところ、共通的な項目はあろうかと思いますので、それは区長会と議論させていただきますが、そういったところは共通項目と。そしてそれ以外にやはり各区において、区長さんが「特段私としてはこういうことを意見集約にあたって聞きたい」という意向をお持ちの区長さんは、それはたくさんおられると思いますので、そこは区の実情に応じて随時増やしていただくなりというかたちで、そこは区長さんのやり方にお任せしたらどうかと今事務局で思っておりますが、ただ今事務局は、区長会と議論しておりませんので、その辺は十分に区長会を含めまして関係先みなさんと、十分議論してやっていきたいと思っております。あくまでも今の話は現時点での事務局、まだ教育委員会の中でも十分揉めておりませんので、中身は変わる恐れはありますけれども、今後そういうやり方で進めていきたいということは、事務局の思いでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員

全く違うことなんですが、我々区長がある程度権限を持っているのですが、私同じ区長なんですが危惧しているところがありまして、例えば、先ほど4ページ目の5のところをもうちょっと注意していただきたいという委員のご意見もありましたけれども、8月の一週目、二週目で区内の全小学校、全中学校を回らせていただいて、1校ずつ1時間以上かけて校長先生のお話をお伺いして、小学校も全部見せていただいて、施設内も全部見せていただいたんですけれども、やはりその時に特別支援学級に入りたいとお母様がいらっしゃって、何校も回って、ここが良いのかあそこが良いのかというのを、真剣に子どものために回ってらっしゃるんですね。意見集約というかたちで、言葉的にひっかかるところがあって、例えばアンケートだと、大多数の数ということで、パーセンテージで決めたり、そうするような傾向が、指向として出てきてしまうと思うんですけれども、区長として申し上げるのはおかしいかもしれないですけれども、熟議の中でこういう、そういうサイレントマジョリティになりがちな方についての意見ですとか、思いですとか、そういうものを良く拾うようにとか、どういう表現が良いのか分からないですけれども、そういう注意勧告をしていただけるようなことを熟議の皆さんのなかで、出していただいておくと、ありがたいと思います。

事務局

今のご意見でございますけれども、今日は、中身を見ていただいたらまたご理解いただけると思っておりますけれども、当然今一例でございますが、4ページの障がいのある児童の就学に関して、この間ＡＢのそれぞれのグループでご熱心な意見交換をしていただいたところでございます。教育委員会といたしましても、そこでの意見はごもっともの意見ばかりだと理解しておりますので、この熟議でのまとめ方、それからその後、事務局の方でも整理をさせていただきますが、今委員からもご指摘がございましたが、項目によりましたら具体的な中身はこうあるべきだということも含めまして、整理はここに限らずしていきたいと思っております。今日は項目だけですので、なかなか見えておりませんが、次回この中身、今ファシリテーターとお話しておりますので、その時にもさらに、そういうところもご覧頂いて、またご意見を頂いたらと思っております。

委員

今日のお話は非常に良く理解をしたつもりでございます。これにつきましては、また教育委員会の中で、こういうご意見があったということをきちんとご報告して、それが活かされるというふうにしたいと思います。一つは、この熟議での結論、あるいは教育委員会として出した場合に、教育委員会案が決まった場合にですね、その内容については、やはりきちんと特にステークホルダーの皆さまに対して説明はきちんとするということが必要であろうと思っております。それは力を入れてやらねばならないと思っております。もうひとつは、各区における意向の把握、および決定ということに関しましては、これは区長さん、区役所で果たされる役目というのが基本的になると、それから中枢であると十分に認識しておりますので、またそれはお互いに協力し合って、理解し合って、「こんなものではとてもできないよ」と言われることがないように、配慮していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員

あまり時間がないので、これ見たところでちょっとご配慮いただきたいところだけ数点申し上げます。この中で1ページの5の(2)のところですね、その就学制度の改善に向けた観点というところで、今の委員に仰っていただいた一番大切しないといけない子どもたちの利益というのを大事に考えるべきだと思います。だから単に選べれば良いのかというような、観点の羅列ではなくて、どこをこの学校の生徒において重視すべきかというのを一番大事な点をハッキリさせて、あといくつかの観点を並べるという整理をしないと、5つ並べただけでは何が大事かがハッキリしてきませんので、ここは必ずそういう観点からまとめるべきではないかと思っております。だからちょっと戻りますが、2の(1)、(2)の、(1)の実施状況については最新のデータまで、平成23年度まで可能かと思いますので、そこまでを事務局の方でおまとめいただきたいと思っております。それから裏側にいきますが、2ペ

ージの 7 の(1)の②、学校選択制のメリットに関しては、初回、第２回目でご意見がありましたが、導入した各都市で本当にこういうメリットがあったのか、例えば特色ある学校づくりが進んだのかとかいろんな点につきましても、確か取りまとめをお願いしていた委員の方がおられたと思いますので、事務局の方でここは熟議の議論だけではなく、各市の実施状況からメリットがあったのか無かったのかを明確にお書きいただけたら良いかなと思います。それから、指定外就学の基準について、3 ページの(4)でおまとめになっているのですが、指定外就学の基準というのは、どうしてもこうしなければならない、した方が良いお子さんに関する基準ですので、これは各区ごとに別々ではなく、全市的に共通に考えるべきという視点もあると思いますので、こんなふうにＡＢＣに分けないで、共通の課題として設定するというやり方もあると思いましたので、そこの検討も入れていただければと思います。最後に、一番最後の 4 ページの(5)、障がいのある児童生徒の就学についてという部分については、小学生とか中学生とかの時点では、なかなか障がいがハッキリしないお子さんもおられますので、障がいの診断があるという意味ではなくて、やはり多動ぎみであるとか、いろいろ幼稚園とか保育園で課題がありそうだというふうにお子さんについて考えるのを、保護者についても広げて考えていけるような制度設計であるべきじゃないかと思いますので、その辺の観点からの取りまとめもお願いしたいと思います。以上です。

委員

大変上手にまとめられていると思うのですが、1 点だけ私の方からどういうふうにどこに加えていったら良いのかわからないんですが、学校選択制を導入する場合にですね、必ず保護者側の不安と言いますか、危惧する点として、教員の異動というものがあるんですね。この辺について、改正ができるのかどうか、あるいは例えば言ってみれば良い先生は長くいてほしいですし、あまり良い先生じゃない先生は早くかわってほしいというのが、保護者側から言うとハッキリしたところがあるのですけれど、そういうことに関わらず、定期的にある一定期間がくるとかわってしまうと。せっかくあの先生がいるので、この学校を選んだんだけれども、入ってみたらすぐかわられてしまったということが、実際にあるもんですから、学校の特色を出すということで、先生に関わる部分がもしあるならば、先生についてはご本人の希望もあるかもしれませんけれども、ある程度制度の運用というのも導入していただければと、考えていただければと思います。この考え方はですね、親が私学を選ぶ場合にあの学校はこういう良い先生がいるからということで、選ぶ場合というのが大変多いんです。公立の学校においても、学校選択制を導入するにあたっては、学校の特色ということを作る意味の一つの大きなファクターになるかと思いますので、このあたりの議論ができるかどうかわかりませんが、そういう制度の見直しあるいは改善というものができるのであれば、ちょっとその項目として謳っていただければと、あるいは項目として謳わなくてもどこかの表現でそういうことも議論したいんだということも触れていた

だければと思います。以上です。

ファシリテーター

まだご意見おありだと思いますけれども、2 つのグループにわかれて、さらなる検討を進めたいと思いますので、この辺で全体での質疑の方は終わらせていただきたいと思います。それで 2 つのグループに早速分かれて頂いて、今日お配りいただいた議論の整理を項目で整理していただいたもの、この資料 3 についてこの項目のたて方、これで良いかどうか、こういう点が不足しているだろうと…。

委員

すみません。この資料 3 の熟議での議論の整理なんですけれども、ＡグループとＢグループに分けられてですね、議論されて、最終的に一つの方向性を決めていただくんですが、私はできたらどこかの機会で全体にまとめてやっていただけたら、もっといろんな意見が出て、例えば私はＢグループに属しているのですが、Ａグループの議論が、こういった議事録ではわかるのですが、ただ実際の生の声というのはなかなかわからない状況で、できましたらどこかの機会で統一的な、そういう全体会議の中で話をしてもらったらもっと議論が活発化すると思っております。その辺の考え方はいかがでしょうか。

事務局

グループでの議論は今日までと考えております。次回以降は全体で議論をしていきたいと思っております。当然その中でＢグループの方がＡグループの方にどういうことですかというご質問もできますし、反対にＡグループの方がＢグループ方にどういうことですかというご質問もできようかと思いますので、次回以降は、基本的には全体での議論という形で進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ファシリテーター

2 つのグループにわかれての議論は、今日が最後だと思っております。それでこの資料 3 に出されている整理の仕方で良いのかどうかということを中心に、今から 2 つのグループにわかれて議論をしていただきたいと思います。そしてその議論を踏まえて次回から 3 回程度を念頭に、まとめの会議に入りたいと思います。そのまとめの原案も事務局の方で作成していただいて、その原案をもとに、この会議での全体会で今度は議論していきたいと思います。ですからあと 3 回ぐらいは、今日柱建てを終えてあと 3 回は内容について、全体で議論をして取りまとめると。こういうスケジュールを私どもはちょっと頭に入れておりましたので、申し上げたのですが、そういう整理の仕方で良いのかどうかご意見ございましたらどうぞお願いします。

（意見なし）

無いようでしたら、時間が過ぎておりますのでこの辺で 2 つのグループにわかれて、今日大事なことは資料 3 の報告だけで良いのかどうか。ここは欠けてるんじゃないかとか、あるいはこういう項目は必要ないとか、そういういろんなご意見がおありかと思いますので、そのご意見を 2 つのグループにわかれて、出し合っていきたいと思います。それでは本日も 2 つのグループにわかれて議論していただきたいと思います。全体での会はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。